

設備投資に対する税制等の支援を受けたい

グリーンアジア国際戦略総合特区

本特区は、環境を軸とした産業の国際競争力の強化や、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を目指しており、特区事業を行う企業の設備投資を支援します。

対象者

特区の指定区域内で設備投資を行う企業（大企業、中小企業を問いません）

■ 指定区域（以下の市町村の一部区域）

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、志免町、小竹町、筑前町、大刀洗町、広川町、荻田町、みやこ町、上毛町、築上町

※区域の詳細はお問い合わせください。

内容

(1) 法人税の軽減措置

設備投資額に応じた法人税の減税措置（税額控除又は特別償却）を受けられます。

	税額控除	特別償却
機械・装置、器具・備品	8%	30%
建物及び附属設備、構築物	4%	15%

設備の取得期限：
令和8年3月31日

■ 対象事業

・低燃費自動車、産業用ロボット、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー関連製品、その他環境性能の高い製品（パワー半導体、有機EL、次世代燃料電池、水素ステーション）やその部品に係る研究開発や生産

・レアメタルなど希少資源のリサイクル等

※ただし、上記対象事業から産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除く

■ 対象設備

機械・装置は2,000万円以上、開発研究用の器具・備品は1,000万円以上、建物及び附属設備・構築物は1億円以上

(2) 地域独自の支援措置

(1) を活用する企業は、次の支援措置も受けられます。

■ 福岡県企業立地促進交付金の5%上乘せ等（詳細はP52～55を参照）

■ 不動産取得税の課税免除

(1) の支援措置の適用がある建物及びその敷地である土地にかかる不動産取得税（税率：土地3%、建物4%）を免除

活用方法

この制度の適用を受けるには、特区事業者としての指定を受ける必要があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課 産業特区推進班

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417 e-mail: greenasia@pref.fukuoka.lg.jp

URL: <http://greenasia.jp/>



設備投資に対する財政支援を受けたい

グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金 (グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業)

グリーンアジア国際戦略総合特区への県内中小企業の積極的な参画を促し、特区事業の効果的な波及を図るため、県内中小企業が特区事業に関連して行う設備投資を支援します。

対象者

下記①又は②を満たす者

- ①特区事業者（※1）に部品や素材を供給する、福岡県内で事業を行う中小企業（※2）
- ②①の中小企業を含む複数の中小企業で構成するグループ（知事が認めるものに限る）
（※1）県等の指定を受けた自動車関連、産業用ロボット・インバータ関連の企業など。個別の企業名は下記までお問い合わせください。
（※2）中小企業基本法第2条第1項に規定する者

内容

(1) 要件

以下の要件を全て満たすこと

- ①特区事業に関連した生産又は開発に係る設備投資であること
- ②設備等の減価償却資産の取得額の合計が生産設備の場合は500万円以上、開発設備の場合は250万円以上であること
- ③特区事業者でないこと 等

(2) 対象経費

交付決定後に県内で新設又は増設する設備等の購入、設置などに必要な経費（※3）で、令和8年3月末日までに設備の設置（稼働できる状態にあること）及び支払いが完了するもの

（※3）土地、建物等の取得経費、取引に係る消費税及び地方消費税の額は除く

(3) 助成額等

対象経費の合計額の15%以内の額（上限額：400万円）

活用方法

予算には限りがありますので、当補助金の活用を希望する方は、お早目に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課 産業特区推進班

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417 e-mail: greenasia@pref.fukuoka.lg.jp

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/greenasia-setsbitousi.html>



設備投資に対する税制等の支援を受けたい

地域経済牽引事業

産業集積、観光資源、特産物、技術、人材など地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を行う企業を支援します。

対象者

福岡県内で地域経済牽引事業を行う企業

内容

主な支援措置は下記のとおりです。

(1) 法人税の軽減措置

設備投資額に応じた法人税の減税措置（税額控除又は特別償却）を受けられます。

	税額控除	特別償却
機械・装置、器具・備品	4%	35%
※上乗せ要件を満たす場合	5%～6%	50%
建物及び附属設備、構築物	2%	20%

設備の取得期限：
令和10年3月31日

※上乗せ要件については、地域経済牽引事業の経済産業省ホームページをご覧ください。

■要件

- ・地域経済牽引事業の用に供する施設・設備の新設又は増設
- ・対象施設、設備の取得価額の合計額が1億円以上 等

(2) 不動産取得税の課税免除（県）

(1)の支援措置の適用がある建物及びその敷地である土地にかかる不動産取得税（税率：土地3%、建物4%）を免除

■要件

- ・取得した土地建物について取得価額の合計額が1億円を超えるものが対象（農林漁業及びその関連業種は5千万円を超えるもの）

(3) 固定資産税の課税免除または不均一課税（市町村）

当該事業の用に供するために取得した固定資産に係る固定資産税の課税免除等

※課税免除等の有無や要件は、市町村によって異なります。

活用方法

この制度の適用を受けるには、県による地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要があります。

なお、課税の特例措置の適用を受けるためには、県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国による事業の先進性等の確認が必要です。手続きについては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課 産業特区推進班

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417 e-mail: greenasia@pref.fukuoka.lg.jp

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chiikimirai.html>



リサイクル施設の整備に対して支援を受けたい

先導的リサイクル支援事業(リサイクル施設整備費補助事業)

産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るための、リサイクル施設の整備を支援します。

補助を利用できる方

- ①県内の事業者で、県内で新たに施設を整備（新設又は改造）し、リサイクル事業を行おうとする方
- ②廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない方
- ③県税の滞納等がない方
- ④事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある方

補助の要件

- ①施設の中核的技術やリサイクルシステム等において先導性を有し、他のモデルとなること
〔例〕 ・従来の技術ではリサイクルが困難であった廃棄物のリサイクル
・リサイクル製品の新規用途開拓など
- ②産業廃棄物のリサイクル、減量化効果が高く、県内への波及効果が見込めるもの
- ③焼却施設等廃棄物の処理、処分を主たる目的とするものでないこと
- ④施設整備完了後、速やかに事業化できるものであること など

補助の内容

- 【補助率】 補助対象経費の1/3以内（3,000万円を限度）
- 【補助対象経費】 ①本工事費 ②付帯工事費 ③機械器具費など
- 【その他】
- ・補助事業は補助金の交付決定後に着手し、当該年度末（3月31日）までに完了することが必要です。
 - ・補助金の支払いは、補助事業終了後、原則として精算払いとなります。
 - ・採択件数 予算の範囲内で1～2件程度

募集期間

令和7年度の募集期間（令和7年2月28日から4月11日まで）

申請の手続き

補助事業計画書に必要書類を添えて提出していただきます。

※廃棄物の種類、施設の規模によって、廃棄物処理法上の許可が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係の廃棄物担当部局と相談した上で計画書を提出してください。

※計画書等の様式は県のホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL: 092-643-3372 E-mail: recycle@pref.fukuoka.lg.jp

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shisetu.html>



工場等の立地のための財政的支援を受けたい

企業立地促進交付金(戦略的企業立地促進事業)

県内における企業の立地を促進し、また地域産業の空洞化を防止するため、企業が県内に工場等を立地しようとする際に交付金を交付しています(製造業の一部及びデータセンターの新設・増設の場合は、別途特例がありますので、詳細につきましては右記問い合わせ先までご相談ください)。

区分	対象業種	交付要件 (①、②の全てを満たすもの)
移転	製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業(コンタクトセンターを除く) データセンター デザイン業 機械設計業	①土地を除く設備投資額5億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②建物内の生産または事業用施設の床面積1,000m ² 以上
新設または増設	製造業	①土地を除く設備投資額5億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業(コンタクトセンターを除く) デザイン業 機械設計業	①土地を除く設備投資額1千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間2百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	コンタクトセンター	(北九州市、福岡市以外に立地する場合) ①土地を除く設備投資額1千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間2百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。 (北九州市、福岡市に立地する場合) ①土地を除く設備投資額3千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間6百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用50人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	道路貨物運送業 データセンター	①土地を除く設備投資額3億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。

活用方法

この制度の適用に際しましては、事業の概要を伺う必要がありますので、新設・増設及び移転に伴い、当交付金の交付を希望される方は、右記問い合わせ先までご相談ください。

対象・交付要件・交付内容

- 新設・増設：県内に新たに工場等を設置、または増設する場合
- 移転：県内にある既存工場等を廃止し、県内の他の場所に工場等を移転させる場合

区分	交付金の積算根拠	限度額
移転	1 生産または、事業の用に供する施設の床面積 1㎡あたり、3,000円 2 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 3 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 4 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円	5億円
新設または増設	1 設備投資額（用地取得費を除く）の2% <small>※なお、特例①の場合は2.5%、特例②の場合は3%に相当する額</small> 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2 3 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 5 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記1～5で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1） ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例 <small>総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。</small>	1億5千万円 <small>※設備投資額が50億円以上、かつ県民の新規常用雇用50人以上の場合3億円 ※設備投資額が50億円以上、かつ県民の新規常用雇用100人以上の場合5億円 ※特例 ①設備投資額が100億円以上、かつ県民の新規常用雇用150人以上の場合、最高額は8億円とする ②設備投資額が300億円以上、かつ県民の新規常用雇用300人以上の場合、最高額は10億円とする</small>
	1 設備投資額（用地取得費を除く）の2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2 3 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 5 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記1～5で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1） ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例 <small>総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。</small>	
	1 設備投資額（用地取得費を除く）の2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2 3 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 5 操業開始から1年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記1～5で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）	1億円
	1 設備投資額（用地取得費を除く）の2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2 3 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 5 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記1～5で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）	

※交付額1,000円未満の端数は切り捨て

お問い合わせ先

福岡県商工部企業立地課 立地支援係

TEL: 092-643-3839 FAX: 092-643-3443 <https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>



本社機能を移転・拡充するための 財政的支援を受けたい

- (1) 企業立地促進交付金（戦略的企業立地促進事業）
(2) 県税の軽減措置

本社機能の移転・拡充により様々な優遇措置を受けることができます。

対象者

下表に示す本社機能部門を有する特定業務施設等を県内に整備し、本社機能において、それぞれの優遇措置で定められた従業員数の増加要件を満たす事業者。

■特定業務施設 ※工場や店舗などは対象になりません。

施設形態	本社機能部門及び役割	
事務所	ア 調査及び企画部門	事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門
	イ 情報処理部門	自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門
	ウ 研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門
	エ 国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
	オ その他管理業務部門	総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門
	カ 商業事業部門	商品の仕入、販売等の営業活動を行っている卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行っている部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）
	キ 情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門
	ク サービス事業部門	サービスを提供する事業を行っている部門（上記アからオに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）
研究所	事業者の研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。）	
研修所	事業者の人材育成において重要な役割を担うもの	

※カ、キ、クについては、「(2) 県税（事業税及び不動産取得税）の軽減措置」のみ対象。

内容

(1) 特定業務施設に対する交付金（企業立地促進交付金）

① 交付要件

本社機能に従事する従業員数が5人以上増加し、そのうち3人以上が県民の新規雇用であること。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。

② 交付金の積算根拠

- (i) 設備投資額（用地取得費を除く）の2%
 - (ii) 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2
 - (iii) 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合）
 - (iv) 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合）
 - (v) 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名（移転者含む）あたり30万円
- 上記（i）～（v）の算出額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額

財政力指数	交付率
0.77以上	1/2
0.63以上0.77未満	3/4
0.63未満	1

※グリーンアジア国際戦略総合特区特例

総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記（i）に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算します。

③限度額

研究開発部門以外：1億円

研究開発部門：上記(i)～(iv)の合計で1億5千万円

上記(i)～(v)の合計で5億円

(2) 県税(事業税及び不動産取得税)の軽減措置

①適用要件

(1) 平成27年10月8日から令和8年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定を受けた事業者であること。

(2) 認定を受けた日から同日の翌日以降3年(令和4年3月31日以前に事業の用に供した場合は2年)を経過する日までに、以下の用に供する減価償却資産(特別償却設備)を新設または増設し、事業の用に供すること。

・特定業務施設

・当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設^(注1)

(3) 上記(2)の減価償却資産の取得価額の合計額が1,900万円以上であること。

※中小企業^(注2)以外にあっては3,800万円以上

②軽減措置内容

・法人事業税(特別償却設備に係る所得又は収入金額が対象)

(令和4年4月1日以後開始事業年度)

種別	標準税率	【1年目】	【2年目】	【3年目】
		標準税率の 2分の1	標準税率の 4分の3	標準税率の 8分の7
所得割	7.0%	3.5%	5.25%	6.13%
収入割	1.0%	0.5%	0.75%	0.88%
外形標準課税(所得割)	1.0%	0.5%	0.75%	0.88%

※記載している標準税率は一例です

・不動産取得税(建物、土地^(注3))

種別	標準税率	標準税率の 10分の1
建物	4%	0.4%
土地	3%	0.3%

(注1) 特定業務児童福祉施設について

特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設のことをいいます。

(注2) 中小企業の定義について

県税の軽減措置の対象となる中小企業とは、「本書の利用にあたって」(巻頭ページ)記載の「中小企業の定義」に関わらず、租税特別措置法に定義される中小企業をいいます。

(注3) 土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限りま。

活用方法

この制度の適用には「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受ける必要があります。当優遇措置を希望される方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

・計画の認定および企業立地促進交付金について

福岡県商工部企業立地課 立地支援係

TEL: 092-643-3839 FAX: 092-643-3443

<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>

・県税について

【事業税】福岡県総務部税務課 直税第一係

TEL: 092-643-3064 FAX: 092-643-3069

【不動産取得税】福岡県総務部税務課 直税第二係

TEL: 092-643-3070 FAX: 092-643-3069



工場等の用地に関する情報を入手したい

工場等の用地に関する相談受付

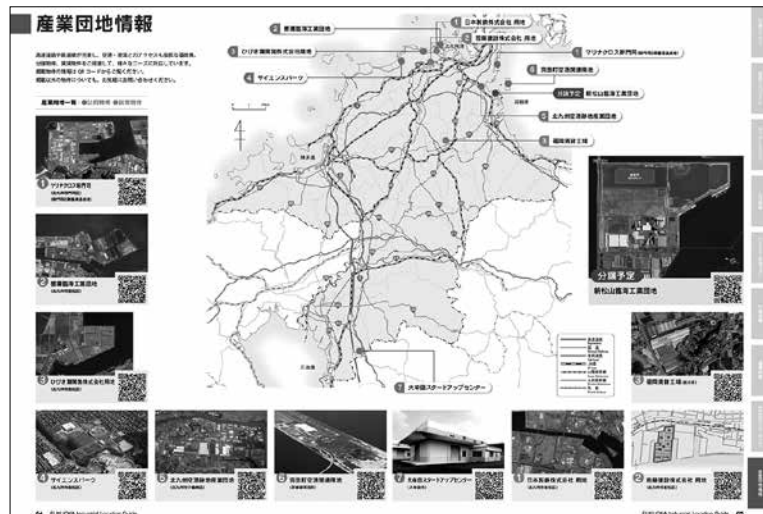
県内の工場等の用地に関する情報提供、企業の立地条件等にそった工場適地等を紹介します。

対象者

工場等の立地を検討されている企業で、工場用地、事業所用地等の情報が必要な方。

内容

「企業立地のご案内」
(年1回更新の冊子)に県
内の事業所用地を掲載し
ています（上記冊子内
P64～65）。



活用方法

- 「企業立地のご案内」は、ホームページでもご覧になれます。
(<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>)
- 冊子の配布をご希望の方、工場用地等に関するご質問のある方は下記にご連絡ください。

お問い合わせ先

福岡県商工部企業立地課 企業誘致係

TEL : 092-643-3441 FAX : 092-643-3443

<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>



再生可能エネルギー・ コージェネレーションを導入したい

分散型エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーやコージェネレーション(熱電併給システム)など分散型エネルギーの導入を支援します。

(1) 再生可能エネルギー導入支援システム (<https://www.f-energy.jp/search/>)

対象者

- 太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの導入を検討されている企業・個人

内容

再生可能エネルギー導入検討に必要な日照時間や風況など、適地に関する基本情報を県内全域においてワンストップで、かつ250mメッシュ単位で確認できるシステムをインターネット上で公開しています。

また、太陽光パネルの向き、設置角度、設置容量を入力するだけで、年間発電量を試算することもできます。

(2) エネルギー対策特別融資制度

省エネ・再エネ設備等を導入しようとする中小企業者等を対象に、必要な資金を融資します。詳細はP20を参照ください。

(3) 再エネ・省エネ促進セミナー、コージェネレーション導入セミナー

再エネ・省エネの先進事例やコージェネレーション(熱電併給システム)の特長や経済的メリットをはじめ、最新の技術・導入事例、導入支援制度などを紹介します。

・開催日：令和7年7月2日(水) エコテクノ2025内で開催

※エコテクノ2025の詳細はP35を参照ください。

・参加料：無料

(4) 情報発信・相談対応

再生可能エネルギー・コージェネレーションに関し、エネルギー総合情報ポータルサイト「ふくおかのエネルギー」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html>)を通じて情報発信を行っているほか、エネルギー政策室内に総合相談窓口を開設し、導入を検討している事業者等からの問い合わせや相談等に応じています。

(5) 再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣制度

再生可能エネルギーの導入等を検討している企業等に専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、課題の解決を支援します。詳細はP15を参照ください。

お問い合わせ先

福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室

TEL: 092-643-3148 FAX: 092-643-3160 e-mail: energy@pref.fukuoka.lg.jp

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html>



太陽光発電設備等を導入したい

太陽光発電設備等共同購入推進事業

県と協定を締結した実施事業者が、共同購入のスケールメリットにより、太陽光発電設備等の購入価格を低減し、県内企業の太陽光発電設備等の導入を支援します。

対象者

県内に事業所を有する企業・団体(個人事業主含む)

内容

○県と協定を締結した実施事業者が、共同購入のスケールメリットにより購入価格を低減し企業等への太陽光設備導入を促進するものです。

○小規模事業者・個人事業主等
・募集期間：3月26日～9月4日
・対象設備：太陽光パネル（10kw未満）
蓄電池

○中規模以上の事業者等
・募集期間：9月頃開始予定
・対象設備：太陽光パネル（10kw以上）
※蓄電池等はオプションで対応可

<事業スキーム>



活用方法

- 下記お問い合わせ先の申込Webページから参加申込を行って下さい。
↓
- 実施事業者から参加申込者へ、事前見積の連絡をします。
↓
- 購入の意思がある場合、実施事業者へ調査を依頼します。
↓
- 施工事業者が調査実施後、最終見積を提示します。
- 両者の合意が得られた場合、契約書を締結し、太陽光設備等を設置します。

お問い合わせ先

○みんなのうちに太陽光事務局（太陽光パネル（10kw未満））

TEL：0120-752-300 URL：<https://group-buy.jp/solar/fukuoka/home>

○みんなの会社に太陽光事務局（太陽光パネル（10kw以上））

TEL：0120-203-500 URL：<https://group-buy.jp/solar/business-fukuoka/home>

